

## 機構定員の減量化について

平成 9 年 11 月 21 日  
自由民主党行政改革推進本部

機構定員の減量化に当たっては、全体的見地から適切な減量目標を設定するとともに、その目標を整合的に達成するために必要な業務の減量化のための具体的方策を策定することが求められる。

中央省庁（地方支分部局を含む。）の業務の減量化を図る方策としては、第 1 に業務の廃止であり、第 2 には、業務の重複を排除する統合であり、第 3 に業務の外部への移譲であり、第 4 には外局化である。

これらのうち、第 3 の業務の外部移譲には、当然、地方分権が含まれるが、地方分権については、しばしば、これを進めても公的部門全体としては減量にならないという批判がなされる。また、第 3 の方策の一つである独立行政法人化や第 4 の外局化についても、全体としては減量効果はないとの批判がある。

しかし、まず地方分権は、地方団体による業務の自己完結化にもなり、中央省庁との間で業務の重複が排除されることから、明らかに減量効果をもつものである。また独立行政法人化も、確かに即座に減量効果が出ない面もあるが、この制度そのものに業務の効率化へのインセンティブが備わっていることから、中長期的には減量につながることは明らかである。さらに外局化も、仕事を作る人（政策立案）と仕事をする人（実施）が一体となっているために、お手盛りでの業務・組織の拡大が横行したことなどへの反省から、両者を分離しようというものであり、従来の自己増殖システムの是正と位置づけられる。

以上の基本的な考え方に立ち、次の具体的方針により、業務の減量化を進め、そのうえに立って本省の局課及び地方支分部局等の機構の簡素化と国家公務員の定員の縮減を強力に推進するものとする。

### 第 1. 業務の廃止関係

#### 1. 規制の撤廃・緩和

「規制緩和推進計画」（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）による規制撤廃・緩和の実施時期が平成 10 年度以降とされているものは、原則として、その時期を遅くとも、平成 13（2001）年 3 月 31 日までとする。

経済的規制については、撤廃を目標として、計画を超えてさらなる見直しを行う。  
規制撤廃により形骸化した関係の法律をできる限り廃止する。

#### 2. 振興・助成の廃止

施行後長期間を経過し、実体的な効果が乏しくなっている振興助成のための法律

は、原則として、廃止する。

施行後長期間を経過し、実体的な効果が乏しくなっている補助金等、租税特別措置、政策金融措置を原則として廃止する。

一件当たりの金額の総額、あるいは、一交付先当たりの金額が少額の補助金等は、原則として、廃止する。

### 3. 民営化

社会経済情勢の変化に伴い、国の業務としては使命を終了し、民間に委ねることが可能な業務は、民間に払い下げ、あるいは、民間の機関による処理に移すなど民営化を図る。

### 4. 設置法のみによる行政の廃止

設置法のみを根拠とする行政指導などの民間への関与は、できる限り、廃止する。情報収集等は、できる限り、調査課、企画課など一般的に情報収集を所掌する課あるいは総務課など総括的な業務を所掌する課により、一元的に担当する。

## 第2. 業務の統合等関係

### 1. 省庁統合に伴う機構の再編

省庁の統合に伴う機構の再編成に当たっては、単に官房の統合など機械的な合体ではなく、新しい省庁の業務全体について有機的な統合・再編を行う。この場合、新しい省庁の本省（内局）においては、基本的に、実施業務を所掌せず、政策立案業務のみを担当することから、できる限り、課は廃止し、状況に応じて担当業務を変更できるスタッフ制（いわゆる「分掌官」）を導入する。

### 2. 統合に適した業務の統合

現在は各省庁内に、あるいは、省庁ごとに分立しているが、業務に共通性があり、大きくまとめた方がより効率的、効果的な体制になるものについて、各省庁ごとに、あるいは、各省庁をまたがり、統合を進めるとともに、全体として減量化を図る。

### 3. 地方支分部局の統廃合

省庁の再編に当たっては、各省庁の地方支分部局の業務・組織について改めてその必要性を見直し、廃止を含め厳しく減量化するとともに、存続する部分について新しい省庁ごとの統合を行う。本省と地方支分部局との間で業務の再配分が必要となる場合、そのあり方については、別途検討する。

各省庁の地方支分部局のもつ地域の振興・施設整備等についての調査、企画立案、

助言等の機能をブロックごとに調整する仕組みを創設し、各地域の官民からの求めに応じ、各省庁を通じた包括的・横断的な立場からのノウハウの提供、新規施策への橋渡し等を行う。

#### 4. 地方支分部局の業務の自己完結化

許認可等の処分及び補助金等の交付手続きにおいて、地方支分部局を窓口とする場合は、原則として、地方支分部局で手続きを完結させるものとする。

### 第3. 業務の外部移譲（アウトソーシング）関係

#### 1. 民間委託

業務の性質上必ずしも行政部内で処理する必要のないもの、業務に関する知識、技術の水準等からむしろ民間資源を活用すべきものなどについては、業務の民間委託を促進する。

#### 2. 地方分権化

地方分権推進委員会の勧告については、遅くとも平成12(2000)年3月31日までに法律の整備を完了し、着実に実行するものとする。

公共事業について、基礎的・広域的事業を国の直轄事業として施行するとともに、補助事業は、直轄事業や国家的プロジェクトの関連事業、先導的な施策に係る事業、短期集中施行を要する事業等に限定することとし、それ以外の事業については、できる限り、個別補助金に代えて、適切な目的を付した統合補助金を地方団体に交付し、地方団体に裁量的に施行させるものとする。

#### 3. 独立行政法人化

イ. 公共的な見地から必要と認められる公的業務であるが、民間企業的な手法によって処理できるものについて、その業務を処理する機関として独立行政法人を設立し、これに処理させるものとする。

ロ. 独立行政法人になった組織が地方支分部局をもっている場合には、その地方支分部局は、当然に独立行政法人のもとに編入される。その場合、地方支分部局の業務の減量化については、その独立行政法人の判断に委ねることとする。

ハ. 独立行政法人の制度の概要は、次のとおりとする。

目的は、実施業務の分離と効率化の受け皿。

位置付けは、国家行政組織外の独立の法人。

#### 業務の運営要領（質・効率・透明性）

中期的な目標を設定し、目標達成についての評価を行う。

財務について企業会計方式を採用し、内部留保、移流用など弾力的な運営を可能とする。

内部組織、定員、人事について自律性を付与する。

3～5年ごとの定期的に、事業の必要性等について見直しを行い、不要な業務・組織（系列の企業・団体を含む。）の自己増殖を防止する。

情報公開を徹底する。

#### 対象業務

公共の見地から必要と認められる公的な業務で、かつ、民間企業的手法で行うことが可能な業務。

- （例）・採算性がないため民間は手を出さないが、公共の見地から必要な事業。  
・採算性があるが、公共的理由により民間に委ねられない事業。

#### 職員の身分

- a. 国家公務員と同等の身分保障を法定。
- b. 給与等の勤務条件は、法人において決定。
- c. 服務は、現行の国家公務員に関する法定事項を適用。
- d. 社会保障関係は、現行制度を継続。
- e. 団結権、団体交渉権（協約締結権を含む。）を付与するが、争議権は認めない。

独立行政法人の編成は、類似、同質の業務をできる限りとりまとめて行う。適切な業務量のまとまりがあれば、各省庁ごとに複数の法人を設立することも認め、他方、省庁をまたがる法人の設立も妨げない。

独立行政法人についての通則法を定めるとともに、設立は別途の法令によることとする。これにより、各省庁の意向のみによる、業務・組織（系列の企業・団体を含む。）の増殖を禁止する。

#### （参考）

1. 独立行政法人は、機能に着目した取りあえぬの名称であるので、具体的な法人名に「公社」などの名称を付すようになることもあり得よう。

2. 職員は、 による場合、国家公務員そのものではないが、民間人でもなく、「新型の公  
的な身分」をもつことになる。

3. 職員の の身分等と旧3公社、特殊法人の職員の身分等の比較の概要は、次のとおり。

	独立行政法人	旧 3 公 社	公 団 ・ 事 業 団
身分保障	公務員と同じ	公 務 員 と じ ほ ぼ 同 じ	な し
労働3権	争 議 権 な し	争 議 権 な し	す べ て あ り
給 与 等	各 法 人 が 決 定	各 公 社 が 決 定 ( 公 労 法 )	各 法 人 が 決 定 ( 一 部 大 臣 承 認 )
定員管理	な し	予 算 定 数	予 算 認 可
服 務	原 則 公 務 員 と じ 同	法 律 で 規 定	法 人 ご と
社会保障	原 則 現 行 継 続	共 済	民 間 と 同 じ

#### 第4. 外局関係

1. 政策立案業務と実施業務を分離したうえ、前者を本省(内局)で担当することとし、後者については、独立行政法人に移管されるもの以外は、原則として、「外局」(以下、仮に「実施庁」という。)を設けてここで処理することとする。
2. 実施業務の性質上、その処理に当たって、公正中立性や専門技術性等が求められる場合は、適宜、行政委員会制度を活用する。
3. 実施庁に対しては、主務大臣は、法律により日常業務に関する実施権限を委任する。主務大臣は、業務の実施に必要なルールを明確に定め、このルールに基づき実施庁の長を監督する。
4. 職員に任免権は、現在でも外局の長にあるが、実施庁においては、運用においても人事権の独立を一層徹底させるものとする。

#### 第5. 全体的な減量目標

1. 局(現在、128) 省庁再編及び実施部門の分離により、できる限り90に近づける。
2. 課室官(現在、約1,400) 省庁再編及び実施部門の分離により、10%を大幅に上回る縮減を行う。
3. 定員(現在、約85万人) 省庁再編時までの3年間に10,000人を越える純減を達成する。省庁再編時(2001年)に、これに伴う定員削減を行ったうえ、改めて総定員法を改正し、新たな定員削減計画を策定する。

以上

## 民営化等の適用検討対象（例示）

### 民営化

- ・医療厚生施設（国立高度専門医療センター等基幹的なものを除く。）
- ・検査検定業務
- ・専売事業
- ・標準規格実施事務
- ・職域病院

### 民間委託

- ・国有林野施業

### 独立行政法人化

- ・統計関連実施業務（統合のうえ）
- ・防衛施設庁労務管理部門
- ・試験研究機関（基礎的部分を統合のうえ）
- ・国有財産管理（普通財産）
- ・博物館・美術館
- ・研修施設（部内要員のためのものを除く。）
- ・医療厚生施設（国立高度専門医療センター及び民営化分を除く。）
- ・保険業務（強制徴収権のあるものを除く。）
- ・検査検定業務（民営化分を除く。）
- ・航空管制技術業務

以 上